

令和5年度スポーツ振興くじ助成 追加配分基準

「令和5年度スポーツ振興くじ助成金追加募集の手引」に定める助成対象の要件に該当する事業については、以下の配分基準に基づき採択するものとする。

1 基本方針

地方公共団体は、「事業内容」「PR協力」の項目ごとに3段階評価、スポーツ団体は、「事業内容」「PR協力」「会計処理」の項目ごとに3段階評価を行う。

各項目における評価得点の合計で「得点が9割を超えた団体はA評価（助成対象額の100%）」「4割を超え9割以下の得点があった団体はB評価（助成対象額の80%）」「得点が4割以下の団体はC評価（不採択）」とする。

2 事業別の基準

以下に掲げる事業については、事業の特殊性又は助成金の効率的な執行を促すなどの観点から、事業ごとの基準によるものとする。

(1) スポーツ活動推進事業（マイクロバス設置事業）

車両要件を満たすマイクロバス単体の購入事業であることから、助成対象額どおりとする。